

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～ 5 年間（R6～R10）の考え方～

士 別 市

本市の森林面積は 83,099ヘクタールで、総面積の約 74%を占めており、その内市有林は 2,624ヘクタール、市有林を除く一般民有林（私有林等）は 12,282ヘクタールあります。

市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業、森林環境譲与税及び市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は 8割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は 7社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、本市では森林整備担い手対策推進事業及び森林環境譲与税を活用し、地域の林業事業体及び北海道と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の確保に向けた取り組みを進めます。

3 木材利用の促進

本市では森林資源の有効利用等を目指すため、上川管内全域で取り組みを行っている上川森林認証協議会に加盟し、「緑の循環認証会議（SGEC）」の認証を取得し、木材の利用を促進しています。

4 普及啓発

令和 4 年 2 月に本市が表明した「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについての普及啓発を行います。また、森林環境譲与税を活用した森林整備などの取り組みについて、市民への情報発信を推進します。